

平成22年度公共事業事前評価調書（簡易型）

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補・県単

事業名	治山事業 [復旧治山事業 (国補)]	事業箇所	南巨摩郡 南部町 福士	地区名	くじらのがわ 鯨野川	事業主体	山梨県
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、南巨摩郡身延町福士地区に位置する一級河川福士川の支流であるが、近年の集中豪雨により土砂及び流木が渓流内に不安定に堆積し、土石流発生のおそれが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 <input checked="" type="checkbox"/> 土石流被害の防止 保全対象 人家 27 戸 町道 1200m 林道 50m 緊急性・危険度 11 ≥ 10 点 ※ 被害軽減額 915 ≥ 340 百万円 ※ (※: 評価基準値)</p> <p>□副次目標 —</p> <p>□副次効果 —</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当・妥当でない ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか) <input checked="" type="checkbox"/> ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③経済妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 費用便益費 便益(B)／費用(C) = 8.42 > 1.0 ・便益(B) = 866 百万円 ・費用(C) = 102 百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> ・流域内は治山堰堤が設置されてない。なお、砂防等同等施設の計画はない</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input checked="" type="checkbox"/> ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input checked="" type="checkbox"/> ・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input checked="" type="checkbox"/> ・地元南部町からの強い要望あり</p> <p><妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する</p> <p>(4) 事業間優先度評価 ・貢献度ランク : a、副次効果ランク : 2 ∴ 優先度評価 : I</p> <p>総合評価 <input checked="" type="checkbox"/> ・(3)及び(4)の結果から実施</p> <p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: right;">省略</p>			
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 谷止工 4 基</p> <p>②整備期間 平成23年度～平成24年度</p> <p>③総事業費 約 109 百万円 (国費 54 百万円 (5/10) 県費 55 百万円 (5/10))</p> <p>④全体計画 平成23年度 谷止工 2 基 55 百万円 平成24年度 谷止工 2 基 54 百万円</p> <p>⑤既整備内容・期間・事業費 なし</p>							